

平成 27 年 11 月 2 日

事業者各位

## 社会保険等未加入対策における対象工事の拡大について

横浜市では、昨年12月から下請総額3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）の工事を対象に、社会保険等<sup>※1</sup>の未加入対策を実施しています。

今後社会保険等の加入をさらに促進するため、現在実施している未加入対策について、下請総額の金額要件をなくし、下請負契約のあるすべての工事について実施することとしましたので、お知らせします。

### 1 対象工事

下請負契約のある本市発注工事のすべて

### 2 実施時期

平成27年12月1日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行う工事から適用

### 3 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者<sup>※2</sup>との一次下請契約を禁止します。
- (2) 上記（1）に違反していることが判明した場合は、元請業者に対して原則、1か月の指名停止措置を行うとともに、工事成績評定点を減点します<sup>※3</sup>。
- (3) 施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入業者を確認した場合には建設業許可権者へ通報します。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

※3 ただし、指定する期間（30日程度）内に加入が確認できた場合には、指名停止措置及び工事成績評定点の減点は行いません。

<お問合せ先>

財政局公共施設・事業調整課（実施内容に関すること） 電話：671-2025

財政局契約第一課（契約手続きに関すること） 電話：671-2246